

令和7年度弘前市商業近代化資金融資制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、中小企業者及び商店街振興組合が、消費者ニーズの多様化などの商業環境の変化に対応するため、店舗を新築し、若しくは増改築し、備品、情報機器等を整備し、ショッピングセンター等にテナント出店し、又はショッピングセンター等を運営する場合に必要とする資金及び商店街の共同施設を設置する資金を長期かつ低利で融資することで、経営の安定と近代化を図り、もって地域経済の発展に資することを目的とする。

(融資制度対象者)

第2条 この制度の対象者（以下「融資制度対象者」という。）は、弘前市内で卸売業、小売業又はサービス業等を営み、又は営もうとする中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）及び弘前市内に存する商店街振興組合（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に定める商店街振興組合のほか、市長が特に認める商店街等を含む。以下同じ。）とする。

(取扱金融機関)

第3条 この制度による融資は、株式会社青森みちのく銀行及び東奥信用金庫（以下「取扱金融機関」という。）において行うものとする。

(融資限度額)

第4条 この制度による融資は、総額270,000,000円を超えない範囲内において行うものとし、1融資制度対象者当たりの融資の上限額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 中小企業者 30,000,000円

(2) 商店街振興組合 70,000,000円

2 前項の規定にかかわらず、地域商業力の強化や魅力ある商店街の形成に極めて有効であるとして市長が認めた事業（以下「有効事業」という。）について融資を行う場合においては、当該有効事業を実施する融資制度対象者に係る融資の上限額は100,000,000円とする。

(実施期間)

第5条 この制度の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(預託金)

第6条 市は、この制度の円滑な運営のため、取扱金融機関に対して総額185,000,000円を令和7年4月1日から令和8年3月31日まで預託するものとする。ただし、取扱金融機関との協議により預託を行わないこととする場合は、この限りでない。

(資金の使途)

第7条 この制度により融資を受けた資金の使途は、次のとおりとする。

- (1) 店舗の新築又は増改築に要する資金（これらに伴い生ずる土地の購入資金及び運転資金を含む。）、備品の購入資金、什器の購入資金又は情報機器等の導入資金、ショッピングセンター等へのテナント出店に要する資金及びショッピングセンター等の運営に要する資金
 - (2) 商店街振興組合が行うカラー舗装、アーケード、統一看板、小公園、街路灯の設置等の商店街の環境整備に要する資金及び運転資金
- （融資の申込み）

第8条 この制度による融資を受けようとする融資制度対象者（以下「被融資者」という。）は、取扱金融機関に対し、当該取扱金融機関所定の方法により融資の申込みを行うものとする。

（償還期間）

第9条 この制度の保証期間は、10年（融資の対象となる事業が有効事業である場合は15年）（第11条後段の据置期間を含む。）以内とする。

（貸付形式）

第10条 この制度による融資は、原則として証書貸付の方法により行うものとする。

（償還方法）

第11条 この制度により融資を受けた資金の償還方法は、原則として割賦償還とする。この場合において、1年（融資の対象となる事業が有効事業である場合は2年）以内の据置期間を設けることができる。

（融資利率）

第12条 この制度に係る融資利率は、長期プライムレートから年1.5パーセントを差し引いた利率とする。ただし、当該差し引いた利率が年0.9パーセントを下回る場合は、年0.9パーセントとする。

2 融資資金の償還期間中に長期プライムレートに変動があった場合は、当該変動のあった日の属する月の翌月から、当該変動後の長期プライムレートに対し前項の規定に基づき算出した融資利率を適用することとする。

（融資利率の特例）

第13条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する被融資者に係る融資利率は年0.9パーセントの固定利率とする。この場合において、市は、取扱金融機関に対し、当該融資利率により算出される利子に相当する額の全額を利子補給金として交付するものとする。

- (1) 本制度による融資を受けて弘前広域都市計画地区計画（別図に定める中心市街地の区域（以下「中心市街地区域」という。）内に係るものに限る。）に基づき建築物等の改築を行う卸売業、小売業及びサービス業を営む中小企業者（青森県中小企業高度化資金貸付規則（昭和43年青森県規則第9号）の規定に基づく資金（以下「高度化資金」という。）の貸付けを受けて

いる者を除く。)であって、市長が適当と認めたもの。

(2) 本制度による融資を受けて商店街の共同施設を設置する中心市街地区域に存する商店街振興組合(高度化資金の貸付けを受けているものを除く。)であって、市長が適当と認めたもの。

(3) 本制度による融資を受けて中心市街地区域において有効事業を行うものであって、市長が適当と認めたもの。

(4) 前号に掲げるもののほか、本制度による融資を受けて中心市街地区域における魅力ある商店街形成に資するものとして弘前商工会議所の推薦を受けた事業(以下「推薦事業」という。)を行うものであって、市長が適当と認めたもの。

2 推薦事業について融資を受けようとする被融資者は、令和7年度弘前市商業近代化資金特例融資推薦書(様式第1号)により、あらかじめ当該推薦事業の内容について市長の承認を受けなければならない。

3 融資資金の償還期間中に被融資者が第1項各号に該当しなくなった場合は、同項の融資利率は当該該当しなくなった日の属する月まで適用し、同項の規定による利子補給金の交付は、当該該当しなくなった日までの分について行うものとする。

(融資利率の特例の審査)

第14条 取扱金融機関は、前条第1項各号に該当する被融資者(以下「特例被融資者」という。)から融資の申込みがあった場合は、令和7年度弘前市商業近代化資金特例融資審査協議書(様式第2号)により、市と協議のうえ融資の可否を決定する。

(利子補給金の請求)

第15条 取扱金融機関は、別に定めるところにより市長に利子補給金の請求を行うものとする。

(利子補給金の支払)

第16条 市長は、前条の請求があった日から起算して30日以内に、取扱金融機関に対して口座振込により利子補給金を支払うものとする。

(報告)

第17条 取扱金融機関は、毎月15日までに、令和7年度弘前市商業近代化資金融資制度実績報告書(様式第3号)により、前月における融資の実績、償還状況等について、市長に報告しなければならない。

2 取扱金融機関は、特例被融資者へ融資を行った場合は、毎月15日までに、前項の報告書に加え、令和7年度弘前市商業近代化資金特例融資実施報告書(様式第4号)により、前月における当該融資の実績、償還状況等について、市長に報告しなければならない。

(その他)

第18条 この制度の略称を $\text{\textcircled{R}}$ とする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。